



けんこう大使 朝霞市キャラクターほぼたん

若年がん患者 ターミナルケア在宅支援

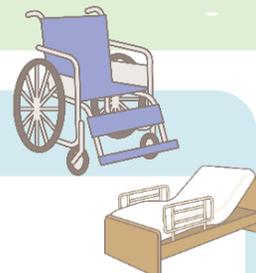
朝霞市

若年がん患者ターミナルケア在宅療養生活支援補助金交付事業のご案内

朝霞市では、末期と診断された若年がん患者の方が自宅で安心して療養生活を送ることができるよう、在宅介護サービスにかかる利用料の一部を助成します。



対象者



- 1 18歳以上40歳未満で朝霞市に住民登録のある方
- 2 末期と診断されたがん患者で在宅療養生活の支援・介護が必要な方
- 3 他の制度において同等の補助または給付を受けることができない方

助成内容	内容	補助上限額	詳細
	訪問介護	72,000円/月 (そのうち9割助成)	訪問介護・入浴介護・福祉用具の貸与の 合計額 になります。
	訪問入浴介護		
	福祉用具の貸与		
	福祉用具の購入	90,000円/人 (そのうち9割助成)	(例)100,000円の場合 90,000円の助成(1回限り)
意見書作成料	5,000円/人 (10割助成)	申請に必要な意見書作成料の補助(1回限り)	

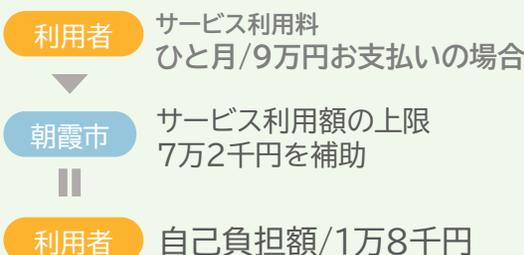
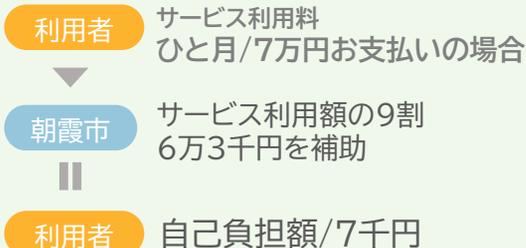
※対象サービスの詳細は、ホームページでご確認ください。

市HP
対象サービス
こちら▶



対象サービス利用料・購入費の9割助成(1円切り捨て)
※上限額は上記表のとおり

補助の例





STEP01 利用申請・決定



必要な書類①②をご提出ください。
申請内容の審査完了後、市から利用決定通知を郵送します。

提出書類 ①意見書(様式1号) ②利用申請書(様式2号)

※①意見書(様式1号)の作成料は補助対象です。領収書は保管してください。

STEP02 サービス利用・支払い ※必ずサービス利用前に事前申請(STEP01)が必要です!



- サービス提供事業者とご自身で契約し、サービスを利用する。
- サービス提供事業者から請求された金額を一旦支払う。
その際の領収書と明細書(サービス内容、利用回数、金額等の記載があるもの)を必ず受け取る。

STEP03 サービス利用料の請求



下記の必要な①②③書類をご提出ください。

提出書類

- ①交付申請兼請求書(様式7号) ※ひと月ごとに1枚
- ②サービス提供事業者が発行した領収書と明細書(原本)
意見書作成料の領収書(原本) ※意見書作成料の請求時のみ(1回限り)
- ③振込先が確認できるもの(通帳またはキャッシュカードの写し)※初回のみ

■請求期限内であれば、複数月をまとめて提出可能。

■市への請求期限:サービス等を利用した月の月末から1年以内

STEP04 補助金の交付



請求内容を審査完了後、市から補助金交付決定通知が郵送され、指定した口座に入金します。(請求から補助金の交付まで2か月程かかります。)

FAQ/よくある質問

Q サービスの提供事業に指定はありますか?

A 指定はありません。

Q 代理申請はできますか?

A 同居の家族等の申請が可能です。
利用申請の際に受任者を設定してください。

Q 利用申請書は利用月ごとに提出しなければなりませんか?

A 利用申請書は初回だけです。利用月ごとの提出は不要です。

Q サービス利用料の請求は毎月しなければなりませんか?

A 請求期限内であれば、複数月をまとめて請求することができます。交付申請兼請求書はひと月ごとの作成となります。

申請方法

窓口 必要書類を揃え、お越しください。

場所:朝霞市健康づくり課(保健センター2階)
住所:朝霞市本町1-7-3
時間:8:30-17:15 平日のみ

郵便 必要書類を揃え、ご郵送ください。

住所:〒351-0011 朝霞市本町1-7-3
宛先:「朝霞市保健センター 健康推進係 宛て」